

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

古物営業取扱要綱の制定について

- 〔沿革〕平成12年 5月 通達甲（副監．生．総．管）第13号
13年 9月 同（副監．総．文．文）第25号、12月同（副監．生．総．管）第35号
20年 7月 同（副監．生．総．営3）第14号、12月同（副監．総．企．管）第23号
28年 2月 同（副監．警．訟．訟1）第1号、3月同（副監．生．総．庶）第2号
30年10月 同（副監．生．総．営2）第18号
31年 3月 同（生．総．営2）第1号
令和 元年 6月 同（副監．総．文．審）第25号、9月同（副監．生．総．営1）第33号、
12月同（生．総．企）第6号
2年 3月 同（副監．総．企．公私）第9号
3年 3月 同（副監．総．企．調）第9号
4年 3月 同（生．総．営3）第2号改正

このたび、別添のとおり、古物営業取扱要綱を制定し、平成9年9月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようになされたい。

おって、古物営業取扱規程の制定について（昭和31年9月25日例規甲（防犯）第6号）は、廃止する。

記

制定の趣旨

古物営業法の一部を改正する法律（平成7年法律第66号）により、古物営業法（昭和24年法律第108号）が改正され、併せて、古物営業法施行令（平成7年政令第326号）及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）が定められたことから、新たに要綱を制定したものである。

別添

古物営業取扱要綱

目 次

- 第1章 総則
第1 目的
第2 準拠
第2章 古物営業の許可申請等
第3 許可申請に関する相談の受理
第4 許可申請の受理
第5 欠格事由の審査
第6 許可の決裁
第7 許可の通知
第8 不許可の取扱い
第3章 変更届出等
第9 変更届出の受理

- 第 10 変更事項の審査
- 第 11 変更事項の通知
- 第 4 章 許可証、行商従業者証及び標識
 - 第 12 許可証の交付
 - 第 13 許可証の再交付
 - 第 14 許可証の書換え
 - 第 15 許可証の返納
 - 第 16 行商従業者証及び標識
- 第 5 章 競り売り及び仮設店舗の届出
 - 第 17 競り売り及び仮設店舗の届出
- 第 6 章 古物競りあっせん業者等
 - 第 18 古物競りあっせん業者等
 - 第 19 古物競りあっせん業の廃止及び変更の届出
- 第 6 章の 2 郵送による手続
 - 第 20 郵送する方法による申請等
- 第 7 章 指導取締り等
 - 第 21 取締り上の留意事項
 - 第 22 差止め
 - 第 23 競りの中止命令
 - 第 24 盗品又は遺失物に係る報告の要求
 - 第 25 不正品の申告等
 - 第 26 非違事案の報告
- 第 8 章 行政処分等
 - 第 27 行政処分の上申
 - 第 28 行政処分の執行
 - 第 29 法第 6 条第 2 項に規定する許可取消しの取扱い
 - 第 30 道府県公安委員会への通知
 - 第 31 管理者の解任勧告
- 第 9 章 その他
 - 第 32 公安委員会への事務処理結果報告等

第 1 章 総則

第 1 目的

この要綱は、古物営業に係る申請及び届出の取扱い、指導取締り、行政処分等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 準拠

古物営業に係る事務手続については、次に掲げる法令等の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

- 1 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号。以下「法」という。）
- 2 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- 3 古物営業法施行令（平成 7 年政令第 326 号）
- 4 古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号。以下「施行規則」という。）
- 5 行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成 7 年国家公安委員会告示第 7 号。以下「承認規程」という。）
- 6 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）
- 7 警視庁関係手数料条例（昭和 24 年東京都条例第 67 号。以下「手数料条例」という。）
- 8 東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程（令和 2 年 3 月 30 日東京都公安委員会規程第 5 号）

- 9 警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）
- 10 質屋営業法及び古物営業法に基づく立入りの規程（平成9年9月1日訓令甲第19号）

第2章 古物営業の許可申請等

第3 許可申請に関する相談の受理

警察署長は、古物営業を営もうとする者から、事前に許可申請に関する相談がなされた場合は、その都度、相談内容、措置等を警察総合相談業務等管理システムに登録し、その経過を明らかにしておくものとする。

第4 許可申請の受理

施行規則別記様式第1号の「古物商古物市場主許可申請書」（以下「許可申請書」という。）の提出を受けた警察署長は、次により処理するものとする。

- 1 古物営業を営もうとする者から、許可申請書の提出を受けた警察署長は、手数料条例に基づく手数料を徴収した上で受理するものとする。この場合、古物営業を営もうとする者の主たる営業所又は古物市場（以下「営業所等」という。）が自署管内に所在し、かつ、許可申請書及び添付書類が関係する法令の定める要件を充足しているか否かを確認すること。
- 2 許可申請書に不備がない場合は、許可等事務管理システム運用要綱（令和2年3月18日通達甲（生. 総. 営1）第1号）に規定する許可等事務管理システム（以下「許可等システム」という。）に所要事項を登録し、登録番号を取得した後、当該許可申請書の欄外に記載するとともに、別記様式第1の「申請・届出受領書」（以下「届出受領書」という。）を申請者に交付すること。
- 3 許可申請書は、後日申請の取下げがあった場合でも、申請者に返還しないこと。
- 4 許可申請書の受理に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 記載事項を添付書類と照合の上、記載漏れ等を補正させてから受理すること。
 - (2) 法人の許可申請については、定款の内容及び当該法人の行為能力を確認すること。

第5 欠格事由の審査

許可申請書を受理した警察署長は、申請者又は申請者が法人である場合における当該法人の役員全員（以下「申請者等」という。）及び営業所の管理者について、「許可の基準」に定める欠格事由の審査を次により行い、その結果を別記様式第2の「調査書」に簡記するものとする。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者の審査は、身分証明書により審査を行うこと。
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者であるか否か、又は一定の犯罪により罰金の刑に処せられた者であるか否かの審査は、次により行うこと。
 - (1) 日本人の場合は、別記様式第3の「身上調査について（照会）」により、本籍地の区市町村の長に対して行うこと。
 - (2) 法人の場合は、別に定める照会書により、本店所在地を管轄する地方検察庁に対して行うこと。
 - (3) 外国人の場合は、別に定める照会書により、東京地方検察庁に対して行うこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団以外の犯罪組織の構成員で当該組織の性格に強いぐ犯性が認められる者又は過去10年間に施行規則第1条に該当する違法行為をした者で、該当行為の動機、背景、手段、日常の素行等から見て、強いぐ犯性が認められるものであるか否かの審査は、生活安全総務課長が暴力団対策課長に照会することにより行うこと。

また、当該申請者等が暴力団員等に該当する旨の回答を得た場合には、必要に応じ、聞込み等による素行調査等により、総合的に判断すること。

- 4 暴力団対策法第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないものであるか否かの審査は、前3の規定を準用すること。
- 5 住民票記載の住所以外の場所に居住する者について、住居が定まっているか否かの審査を行う場合は、その者が現実に居住している場所に配達された複数の郵便物、住居地が表示された公共機関発

行の領収書等により居住事実を確認すること。

- 6 法第24条の規定により許可の取消しをされた者であるか否か、若しくは許可の取消しをされた法人の役員であった者であるか否かの審査は、個人に係る行政処分歴の照会については別記様式第4の「行政処分歴照会（個人）」により、法人に係る行政処分歴の照会については別記様式第4の2の「行政処分歴照会（法人）」により、生活安全総務課（防犯営業第二係経由）に対して行うこと。
- 7 精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるか否かの審査は、誓約書等により審査を行うこと。
- 8 申請者が未成年者の場合
 - (1) 登記簿謄本又は法定代理人が作成した営業の許可事実を証明する書類により成年者と同一の能力の有無について審査を行うこと。
 - (2) 古物商又は古物市場主（以下「古物商等」という。）の相続人については、成年者と同一の能力を有しているか否かにかかわらず、法定代理人について前1から6までの審査を行うこと。
- 9 申請者が法人の場合は、役員全員について審査を行うこと。
- 10 未成年者は、管理者として選任することができないので、住民票により生年月日を確認した上で審査を行うこと。

第6 許可の決裁

- 1 警察署において古物営業の許可に係る事務を担当する者（以下「許可事務担当者」という。）は、許可等システムに所要事項を登録し、別記様式第5の「古物商に係る許可について」及び調査書に、許可申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を添えて、警察署長の決裁を受けるものとする。
- 2 古物市場主に係る許可申請書を受理した警察署長は、欠格事由の審査を行い、許可等システムに所要事項を登録し、別記様式第6の「古物商・古物市場主に係る許可（不許可）の上申について」に申請書類を添えて、東京都公安委員会（生活安全総務課防犯営業第二係経由。以下東京都公安委員会に上申又は報告をする場合において同じ。）に対して上申するものとする。

第7 許可の通知

- 1 東京都公安委員会が古物商に係る許可をした場合は、許可申請書を受理した警察署長が施行規則別記様式第2号の「古物商許可証」を作成するものとする。
- 2 東京都公安委員会が古物市場主に係る許可をした場合は、生活安全総務課長が施行規則別記様式第3号の「古物市場主許可証」を作成し、許可申請書を受理した警察署長に当該古物市場主許可証及び別記様式第7の「古物市場主に係る許可について」を送付して許可されたことを通知するものとする。
- 3 許可申請書を受理した警察署長は、前記1により古物商許可証を作成し、又は前2により古物市場主許可証の送付を受けた場合において、当該許可に係る営業所等が管轄区域外にも所在するときは、許可等システムにより所要事項を登録し、管轄区域外の営業所等の所在地を管轄する警察署長に通知するものとする。

第8 不許可の取扱い

- 1 許可申請書を受理した警察署長は、申請者等に対する審査の結果、欠格事由に該当することが判明した場合は、「古物商・古物市場主に係る許可（不許可）の上申について」に申請書類を添えて、東京都公安委員会に対して上申するものとする。
- 2 前1の上申により東京都公安委員会が不許可の決定をした場合は、生活安全部長が、東京都公安委員会が発する通知書に前1の申請書類を添えて、許可申請書を受理した警察署長に送付する。
- 3 前2の通知書の送付を受けた警察署長は、申請者等に対して当該通知書を交付するものとする。この場合、許可等システムに所要事項を登録し、別記様式第8の「受領書」を徴するものとする。

第3章 変更届出等

第 9 変更届出の受理

施行規則別記様式第 5 号の「変更届出書」及び施行規則別記様式第 6 号の「変更届出・書換申請書」（以下総称して「変更届出書」という。）の提出を受けた警察署長は、次により処理するものとする。

- 1 変更届出書に不備がない場合は、許可等システムに所要事項を登録し、登録番号を取得した後、当該変更届出書の欄外に記載するとともに、届出受領書を申請者に交付すること。
- 2 営業所等の名称及び所在地に係る変更の届出の場合は、変更の日の前日までに許可等システムに所要事項を登録すること。

第 10 変更事項の審査

- 1 変更届出書を受理した警察署長は、届出事項に、新たに法人の役員に就任した者又は新たに管理者に選任した者がある場合は、欠格事由の審査を行うものとする。
- 2 前 1 により欠格事由の審査を行った結果、欠格事由に該当する者がある場合は、生活安全部長（生活安全総務課防犯営業第二係経由。以下生活安全部長に報告する場合において同じ。）に速報し、指揮を受けるものとする。

第 11 変更事項の通知

変更届出書を受理した警察署長は、当該変更届出書に係る営業所等が管轄区域外にも所在するときは、許可等システムに所要事項を登録し、当該その他の営業所等の所在地を管轄する警察署長に通知するものとする。

第 4 章 許可証、行商従業者証及び標識

第 12 許可証の交付

- 1 古物商許可証又は古物市場主許可証（以下「許可証」という。）の交付は、許可等システムに所要事項を登録し、受領書を徴した上で行うものとする。この場合、申請者と許可証の受領者とが異なるときは、受領者の身分を確認すること。
- 2 古物商許可証を交付する場合は、許可等システムにより許可番号を取得し、当該古物商許可証に記載するとともに、異動事項欄に所要事項を記載した後、警視庁公印規程（平成 13 年 9 月 4 日訓令甲第 38 号）別表第 1 に規定する訂正証印のうち、用途が古物営業法に基づく許可証用のもの（以下「訂正証印」という。）を押印するものとする。
- 3 古物市場主許可証を交付する場合は、当該古物市場許可証の異動事項欄に所要事項を記載した後、訂正証印を押すものとする。

第 13 許可証の再交付

規則別記様式第 4 号の「再交付申請書」の提出を受けた警察署長は、次により処理するものとする。

- 1 許可等システムの登録情報と照合した後、手数料条例に基づく手数料を徴収し受理すること。
- 2 再交付申請書に不備がない場合は、許可等システムに所要事項を登録し、登録番号を取得した後、当該再交付申請書の欄外に記載するとともに、届出受領書を申請者に交付すること。
- 3 許可証の再交付は、許可等システムに所要事項を登録し、受領書を徴した上で行うこと。この場合、申請者と許可証の受領者とが異なるときは、受領者の身分を確認すること。
- 4 許可証を再交付する場合は、許可等システムにより許可番号を確認し、当該許可証に記載するとともに、異動事項欄に所要事項を記載した後、訂正証印を押印すること。

第 14 許可証の書換え

変更届出・書換申請書の提出を受けた警察署長は、次により処理するものとする。

- 1 許可等システムの登録情報と照合した後、手数料条例に基づく手数料を徴収し受理すること。
- 2 変更届出・書換申請書に不備がない場合は、許可等システムに所要事項を登録し、登録番号を取得した後、当該変更届出・書換申請書の欄外に記載するとともに、届出受領書を申請者に交付すること。
- 3 「行商」欄以外の書換えは、添付書類と照合し、欠格事由の審査を終了した後に行うこと。
- 4 「行商」欄の書換えは、変更届出・書換申請書及び古物商許可証を提出させた後に速やかに行うこ

と。

- 5 書き換えた許可証の交付は、許可等システムに所要事項を登録し、受領書を徴した上で行うこと。この場合、申請者と許可証の受領者とが異なるときは、受領者の身分を確認すること。
- 6 許可証を書き換える場合は、許可証の異動事項欄に所要事項を記載し、訂正証印を押印すること。

第 15 許可証の返納

- 1 施行規則別記様式第 9 号の「返納理由書」を受理した警察署長は、許可等システムに所要事項を登録し、登録番号を取得した後、当該返納理由書の欄外に登録番号を記載するとともに、届出受領書を許可証を返納する者に交付するものとする。
- 2 返納理由書を受理した警察署長は、返納を受けた許可証に係る営業所等が管轄区域外にも所在する場合は、許可等システムに所要事項を登録し、管轄区域外の営業所等の所在地を管轄する警察署長に通知するものとする。
- 3 古物商等に許可証を返納すべき事由が生じた場合において、返納すべき許可証を亡失等の理由により返納できないときは、その理由を当該古物商等に返納理由書の下部余白欄に自書させるものとする。この場合、許可等システムに、亡失等の理由を登録すること。

第 16 行商従業者証及び標識

- 1 警察署長は、古物商等がそれぞれの営業所等に掲示する「標識」の様式を許可証の交付時に教示するものとし、許可をした都道府県公安委員会の許可番号及び古物商等の名称が正しく記載されているかを立入時に確認するものとする。
- 2 生活安全総務課長は、古物商等の団体が、東京都公安委員会に対し、当該団体の構成員である古物商等に東京都内の営業所等に限って使用させようとする行商従業者証の特例様式又は標識の特例様式に係る承認の申請をしてきた場合は、承認規程別記様式第 1 号又は承認規程別記様式第 2 号の「承認申請書」を提出させ、受理するものとする。
- 3 生活安全総務課長は、東京都公安委員会が前 2 の申請に対して承認をした場合の公示について、官報への掲載の手続をとるものとする。
- 4 生活安全総務課長及び警察署長は、営業所等への立入り等の機会に、行商を行う古物商が作成した行商従業者証について、公安委員会の許可番号及び古物商の氏名又は名称を確認するものとする。

第 5 章 競り売り及び仮設店舗の届出

第 17 競り売り及び仮設店舗の届出

1 競り売りの届出

施行規則別記様式第 10 号の「競り売り届出書」を受理した警察署長は、許可等システムに所要事項を登録し、登録番号を取得した後、当該競り売り届出書の欄外に記載するとともに、届出受領書を届出者に交付するものとする。この場合、届出を受けた競り売りの日の前日までに当該競り売りに係る情報を許可等システムに登録すること。

2 仮設店舗の届出

- (1) 施行規則別記様式第 14 号の 2 の「仮設店舗営業届出書」を受理した警察署長は、許可等システムに所要事項を登録し、登録番号を取得した後、当該仮設店舗営業届出書の欄外に記載するとともに、届出受領書を届出者に交付するものとする。この場合、届出を受けた仮設店舗において古物営業を営む日の前日までに当該仮設店舗に係る情報を許可等システムに登録すること。
- (2) 同一の場所で継続的に営業を行うために設けられるものについては、仮設店舗としては認められないことについて確認するものとする。
- (3) 仮設店舗営業届出書を受理した警察署長は、必要に応じて立入り及び調査を実施するため、当該届出書を提出した者に対して仮設店舗を設ける日時及び場所を特定することができるよう指導するものとする。

第 6 章 古物競りあっせん業者等

第 18 古物競りあっせん業の開始届け出の受理

- 1 施行規則別記様式第 1 1 号の 2 の「古物競りあっせん業開始届出書」を受理した警察署長は、許可等システムに所要事項を登録し、登録番号を取得した後、当該古物競りあっせん業開始届出書の欄外に記載するとともに、届出者に届出受領書を交付するものとする。
- 2 警察署長は、古物競りあっせん業開始届出書を受理した場合は、別記様式第 9 の「古物競りあっせん業に係る届出受理報告書について」に当該古物競りあっせん業開始届出書及び添付資料を添えて、生活安全総務課長（防犯営業第二係経由。以下同じ。）に送付するものとする。

第 19 古物競りあっせん業の廃止及び変更の届け出

- 1 施行規則別記様式第 1 1 号の 3 の「廃止届出書」及び別記様式第 1 1 号の 4 の「変更届出書」（以下総称して「古物競りあっせん業の廃止及び変更の届出書」という。）を受理した警察署長は、許可等システムに登録し、登録番号を取得した後、当該古物競りあっせん業者の廃止及び変更の届出書の欄外に記載するとともに、届出者に届出受領書を交付するものとする。
- 2 警察署長は、古物競りあっせん業の廃止及び変更の届出書を受理した場合は、「古物競りあっせん業に係る届出受理報告書について」に当該古物競りあっせん業の廃止及び変更の届出書及び添付資料を添えて、生活安全総務課長に送付するものとする。

第 6 章の 2 郵送による手続

第 20 郵送する方法による申請等

古物営業に係る申請及び届出は、生活安全総務課長が別に通知するところにより、郵送により取り扱うものとする。

第 7 章 指導取締り等

第 21 取締り上の留意事項

生活安全総務課長及び警察署長は、古物商等に対する取締りに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 取締りの公正を疑われるような不用意な言動を慎むとともに、人権及び営業権を侵害することのないようにすること。
- 2 古物の売買等を行う者は多種多様な業種にわたっているので、関係法令の研さん及び取締技術の向上に努めること。
- 3 関係機関・団体等との連携を密にして情報収集に努め、管内の営業所等の営業実態を資料化するなどにより、悪質違反者の早期発見及び迅速な取締りを行うこと。

第 22 差止め

- 1 法第 2 1 条の規定による差止めは、盗品又は遺失物の疑いのある古物を発見した警察署長が、別記様式第 1 0 の「保管命令書」により行うものとする。
- 2 警察署長は、差止めを行った場合は、保管命令書の写しを生活安全総務課長に送付するものとする。

第 23 競りの中止命令

- 1 法第 2 1 条の 7 の規定による競りの中止命令は、インターネットオークションに出品された盗品等であると疑うに足りる相当な理由のある古物を発見した警察署長が、施行規則第 1 6 号の 9 の「競りの中止命令書」により行うものとする。
- 2 警察署長は、競りの中止命令を行った場合は、競りの中止命令書の写しを生活安全総務課長に送付するものとする。

第 24 盗品又は遺失物に係る報告の要求

生活安全総務課長又は管轄警察署長は、古物商等に対して法第 2 2 条第 3 項の規定により盗品又は遺失物に関する報告を求める場合は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意し、別記

様式第11の「行政処分通達簿」に記載の上、別記様式第12の「盗品又は遺失物に係る報告の要求書」を交付して行うものとする。ただし、緊急性があり書面で要求するいとまのないときは口頭で要求して事後に盗品又は遺失物に係る報告の要求書を交付し、簡単に軽易な報告の要求は口頭で行うことができる。

第25 不正品の申告等

- 1 警察署長は、古物商等に対し、不正品の疑いのある古物についての申告は単に盗品に限定することなく、広く犯罪に関係があると思われるものについても積極的に申告するように指導するものとする。
- 2 古物商等及びその従業者（古物営業に従事する者に限る。以下同じ。）による協力事案については、質屋古物商防犯功労者表彰取扱要綱（昭和33年2月12日通達甲（防防防）第2号）の定めるところにより表彰を行うものとする。この場合、生活安全総務課長は、表彰の上申が当該協力者が所属する営業所等の管轄警察署長以外からなされたときは、上申書の写しを送付して管轄警察署長に通知するものとする。
- 3 警察署長は、古物商等から不正品の疑いがある古物についての申告を受けた場合は、古物商等が所持している質屋古物商防犯功労者表彰取扱要綱別記様式第3号の「防犯連絡カード」に申告内容を記載し、当該防犯連絡カードを申告者に保管させるとともに、申告者が後難を受けることがないように配慮した慎重な取扱いを行うものとする。

第26 非違事案の報告

生活安全総務課長及び警察署長は、古物商等及びその従業者による犯罪等の非違行為を認知した場合は、別記様式第13の「古物営業関係者による違反、犯罪事案等について」により、生活安全部長に報告し、かつ、当該非違行為を行った者が所属する営業所等の管轄警察署長に通知するものとする。

第8章 行政処分等

第27 行政処分の上申

- 1 行政処分の上申は、別記様式第14の「古物営業行政処分検討票」により法に規定された要件の充足性、事件の内容及び情状並びに行政処分の必要性を総合的に検討の上、当該検討票を添えて行うものとする。
- 2 警察署長は、自署管内に営業所等のない古物商等を許可取消し、営業停止又は指示に係る法令違反で検挙した場合は、別記様式第15の「古物商等検挙通知書」に当該検挙事件の送致書類の謄本を添えて、当該違反に係る営業所等の管轄警察署長に通知するものとする。
- 3 警察署長は、道府県公安委員会から許可を受けている古物商等を許可取消し、営業停止又は指示に係る法令違反で検挙した場合は、東京都公安委員会に報告するものとする。

第28 行政処分の執行

行政処分決定書の交付に当たっては、行政処分通達簿の「決定書送達年月日」欄に年月日を記載した上で行うものとする。この場合、被処分者と受領者とが異なるときは、受領者の身分を確認するとともに、行政処分通達簿の欄外に、その旨を記載しておくこと。

第29 法第6条第2項に規定する許可取消しの取扱い

- 1 管轄警察署長は、古物商等の営業所等の所在地で営業が行われていないとき、又は当該古物商等の所在（法人である場合においては、その役員の所在。以下同じ。）が不明であるときは、次の事項について調査するものとする。
 - (1) 所在地又は所在
 - (2) 申請書に記載された電話番号
 - (3) 書留郵便による送付（2回以上）
 - (4) 住民票
 - (5) 登記簿

- 2 管轄警察署長は、古物商等の営業所等の所在地を確知できないとき、又は当該古物商等の所在を確知できないときは、官報による公告の必要性を総合的に検討した上で、別記様式第16の「古物営業法第6条第2項に規定する公告の上申について」に、確知できないことを疎明する資料を添えて、東京都公安委員会に対して上申するものとする。
- 3 取消処分が決定的であった場合は、生活安全総務課長は、官報に公告を掲載する手続を行うものとする。

第30 道府県公安委員会への通知

生活安全総務課長は、道府県公安委員会が管轄する区域に主たる営業所等を有する古物商等について、次のいずれかに該当する場合は、東京都公安委員会の命を受けて、当該道府県公安委員会において古物営業に係る事務を担当する課の長に、通知するものとする。

- 1 東京都公安委員会が許可の取消し、営業停止又は指示の行政処分を行った場合
- 2 警視庁において、行政処分に該当する法令違反により検挙した場合
- 3 許可申請書等を受理し、審査中に欠格事由が判明した場合

第31 管理者の解任勧告

- 1 生活安全総務課長又は営業所等を管轄する警察署長は、古物商等の管理者がその職に関して法令の規定に違反した場合は、別記様式第17の「管理者解任勧告検討票」を用いて情状及び解任勧告の必要性を検討の上、別記様式第18の「管理者の解任勧告について」に当該検討票を添えて、東京都公安委員会に対して上申するものとする。
- 2 東京都公安委員会が古物商等に対して法第13条第4項の規定により管理者の解任勧告の決定をした場合は、生活安全部長が、当該古物商等に対し、東京都公安委員会が発する「管理者解任勧告書」を営業所等の所在地を管轄する警察署長を通じて交付する。この場合、営業所等の所在地を管轄する警察署長は、行政処分通達簿に所要事項を記載しておくこと。
- 3 管理者の解任勧告は、行政手続法の不利益処分に該当しないので、聴聞等の手続をとらずに行うものとする。

第9章 その他

第32 公安委員会への事務処理結果報告等

- 1 警察署長は、古物商等の許可に係る事務処理の毎月の結果をとりまとめ、翌月5日までに別記様式第19の「古物営業の許可に係る事務処理結果の報告について」により東京都公安委員会に報告し、承認を受けるものとする。
- 2 警察署長は、許可申請書、変更に係る届出書、再交付申請書、返納理由書、競り売り届出書及び仮設店舗営業届出書の写しを、生活安全総務課長に送付するものとする。